

# ○舟形町就転職等活動交通費支援事業費補助金交付規程

平成30年6月4日

告示第49号

改正 令和4年3月30日告示第28号

(趣旨)

第1条 町外の若年者が町内所在企業又は近隣市町村所在企業に就転職するための活動を支援し、ひいては本町へのUIJターン促進を図るため、舟形町補助金等交付規則（平成19年3月規則第3号。以下「規則」という。）及びこの規程の定めるところにより、就転職等活動に係る交通費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第2条 次のいずれかに該当する者で、交付申請時点において、満18歳以上35歳未満である者とする。

- (1) 町内に所在する企業（国及び地方公共団体を除く）に対して、次条に規定する就転職等活動を行った者
- (2) 町内に住居を有する3親等以内の親族がいる者であって、当該住居から自家用車又は公共交通機関等による移動でおよそ1時間圏内にある企業に対して、次条に規定する就転職等活動を行った者
- (3) その他町長が認める者

(就転職等活動の定義)

第3条 この補助金の対象となる就転職等活動とは、次に掲げるものとする。

- (1) 企業が実施する採用面接、採用試験及び就職説明会への参加
- (2) 企業が実施する実践的な職業体験を行うインターンシップへの参加
- (3) その他町長が認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者の住所地から就転職等活動の実施場所又は宿泊地への移動及びその復路に要する次に掲げる経費とする。ただし、就転職等活動日から前後7日以内の移動に要した経費のみを対象とする。

- (1) 鉄道賃
- (2) 航空賃

(3) 高速バス料金。ただし、隣接県に限り、路線バス料金も対象とする。

(4) 前各号に掲げる経費と宿泊料が一体となった旅行商品の購入代金

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める経費に1/2を乗じて得た額(1円未満切り捨て)と10,000円のいずれか低い額とする。

2 前条に定める経費について、就転職等活動を行った企業又は他の地方公共団体等から助成を受ける場合は、当該助成額と本補助金の合計額は対象経費を超えないものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、就転職等活動日から起算して30日を経過する日又は就転職等活動日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、舟形町就転職等活動交通費支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 就転職等活動実施証明書(様式第2号)

(2) 対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できるもの

(3) その他町長が必要と認めるもの

2 前項の交付申請書は、実績報告書及び補助金請求書を兼ねるものとする。

(交付の条件)

第7条 交付の回数は、1年度あたり1人につき2回を限度とする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する期日は、交付決定受領の日から10日を経過する日とする。

2 補助事業者は、規則第8条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、前項に規定する期日までに交付申請取下げ届出書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 町長は、第6条に規定する申請書を受領した後、規則第4条及び第7条の規定に基づき交付決定を行い、交付決定日の翌月末までに補助金を交付するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年6月4日から施行する。

附 則（令和4年3月30日告示第28号）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

舟形町長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

(日中に連絡がつくもの)

## 年度 舟形町就転職等活動交通費支援事業費補助金交付申請書

年度の標記事業について、舟形町就転職等活動交通費支援事業費補助金交付規程第6条に基づき、下記のとおり申請します。

記

## 1 補助対象の可否 (当てはまるものに○を付けてください)

①就転職活動を行う企業が

舟形町内 ・ 舟形町外 がある。

↓

【補助対象】2へ

↓

②舟形町内に住居を有する親族(3親等以内)が

いる ・ いない → 【補助対象外】

↓ 【補助対象】親族情報を記入し、2へ

親族氏名		本人との続柄	
親族住所		親族連絡先	

※補助対象として想定している3親等以内の親族……曾祖父母、祖父母、父母、兄弟姉妹、叔父叔母。

## 2 活動内容

年月日	訪問企業名	内容	備考
例) H30.8.1	株式会社〇〇	企業説明会	

※内容の欄には「採用面接」、「採用試験」、「インターン」、「企業説明会」、「その他」のいずれかを記載し、「その他」の場合はその内容を備考欄に記入すること

※合同企業説明会の場合は、特に希望する企業名を記載すること

## 3 経路

年月日	往路・復路の別	公共交通機関	経路(駅又は空港等)	備考

#### 4 交付申請額

① 実際に要した交通費の額（領収書等の額の合計）	円
② ①×1/2 の額（小数点以下切り捨て）	円
③ ②と 10,000 円で比較したいずれか低い金額	円
④ 企業や他の地方公共団体等からの助成額 ※無い場合は 0 円と記入	円
<b>【補助金額】</b> ①≥③+④の場合 → ③の金額を右欄に記入 ①<③+④の場合 → ①-④の金額を右欄に記入	円

#### 5 補助金振込口座

金融機関名		支店名							
口座種別	普通	・	当座	口座番号					
口座名義人 (カナ)									

#### 6 添付書類

- (1) 就転職等活動実施証明書（様式第2号）
- (2) 対象経費に係る領収書の写し又は支払いを証明できるもの
- (3) 振込口座通帳の写し（カタカナの名義人がわかるページ）

#### 領収書等の写し貼付欄

ここに貼付するか、A4用紙に貼付して添付してください。



様式第3号

年 月 日

舟形町長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
連絡先

年度 舟形町就転職等活動交通費支援事業費補助金交付申請取下げ届出書

年 月 日付 第 号でなされた交付決定について、舟形町  
就転職等活動交通費支援事業費補助金交付規程第8条の規定に基づき、下記のとおり届け  
出ます。

記

【取下げの理由】